

# 鳥取県西部圏域における入退院調整ルール

別紙1

## 〈入院時にケアマネが分かっている場合〉

### ①入院時

- 医療機関・ケアマネは、早期に連絡を取り合う
- ケアマネは、担当ケースの入院時情報提供書を連携室等へ情報提供する

### ②入院中

- 医療機関とケアマネは、相互に連絡を取り合う
- ケアマネは、連絡を取り合う中で、患者状況や退院目安の把握に努める
- 医療機関は、ケアマネに退院予定を早期に連絡する

### ③退院時

- 医療機関は、ケアマネに退院時情報提供書で情報提供する
- 転院時は、医療機関から転院先へ、ケアマネ情報を連絡する
  - 転院時、入院プロセスの最初に戻り、転院先医療機関とケアマネが相互に連絡を取り合う

## 〈入院時にケアマネが分かっていない場合〉

### ①入院時

- 市町村・地域包括支援センターは医療機関から住民の担当居宅介護事業所照会があった場合は、回答する

### ④入院中

- 介護保険や介護予防サービスの新規申請が必要な場合は、医療機関から患者・家族に申請を勧める(別添3)
- 市町村・地域包括支援センターは医療機関や住民からの相談に応じ、必要に応じて介護保険申請の手続きを実施する

調整会議の意見を踏まえ鳥取県西部総合事務所長が決定する  
(担当: 県民福祉局、米子保健所)